

千葉市道路パトロール実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市が管理する道路を常に良好な状態に保つよう、道路パトロール（以下「パトロール」という。）を実施し、適切な道路管理及び道路利用者の安全確保に資することを目的とする。

(パトロールの内容)

第2条 パトロールにおいて、道路の異常及び不法占用等、次の各号に掲げる項目を確認するものとし、発見した際は、適宜、適切な措置を講ずる。

- (1) 道路の異常、破損
- (2) 交通に支障を与える障害物または与えるおそれのある異常
- (3) 道路の交通状況
- (4) 占用工事、請負工事等の実施状況
- (5) 道路の不法使用、不法占用

(管轄区域)

第3条 パトロールにおける各土木事務所の管轄区域は、原則として当該土木事務所の道路管轄区域とする。

(パトロールの体制)

第4条 パトロールの体制は、各土木事務所の長（以下「所長」という。）の統括のもとに、当該土木事務所職員のほか、土木事務所毎に割り当てられた直近要員（以下「パトロール要員」という。）をもって構成する。

(通常パトロール)

第5条 通常パトロールは、平常時におけるパトロールで、次の各号に掲げる対象物について、原則として国道、主要地方道、一般県道、幹線市道（以下「幹線道路」という。）を対象に1週間に1回、パトロールカーの車内から目視により行うものとし、必要に応じ徒歩により確認を行うものとする。

- (1) 路面の状況
路面の穴、段差、ひび割れ、わだち掘れ及び凹凸
- (2) 路肩の状況
車道部との段差、穴、欠損、草・樹木等の繁茂越境
- (3) 排水施設の状況
排水施設の破損及び通水状況、柵周りにおける落葉等の堆積物の状況

- (4) 法面の状況
法面の崩壊、倒木等の有無
- (5) 交通安全施設等の状況
防護柵、道路照明施設、道路標識、視線誘導標、道路反射鏡、区画線、ポストコーン、その他付属施設の破損
- (6) 中央帯、緑化施設の状況
縁石の破損、街路樹による道路標識、信号遮蔽の有無
- (7) 道路工事、占用工事
保安施設の設置状況及び交通処理
- (8) 不法占用等
道路の不法使用、不法占用の状況

(夜間パトロール)

第6条 夜間パトロールは、夜間におけるパトロールで、次の各号に掲げる対象物について、原則として幹線道路を対象に1月に1回、パトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要に応じ徒歩により確認を行うものとする。

- (1) 道路照明施設の点灯状況
- (2) 道路標識の視認状況
- (3) 区画線の視認状況
- (4) 視線誘導標の視認状況
- (5) 道路工事、占用工事（安全対策及び交通規制の実施状況）

(定期点検パトロール)

第7条 定期点検パトロールは、主に通常パトロールでは確認し難い、または確認し得ない箇所のパトロールであり、徒歩等により、外観を視認できる範囲で確認する。

なお、点検項目は、通常パトロールに準ずる。

- (1) 長期休暇前パトロール（適宜）
年末年始等の長期休暇前にパトロールカーで確認
- (2) 歩行パトロール（大規模イベント等 適宜）
歩道や歩行者専用道路等、歩行者交通が集中する道路施設を歩行で確認
- (3) 自転車パトロール（1回/月）
自転車交通量が多い道路等を自転車等で確認

(異常時パトロール)

第8条 異常時パトロールは、台風、豪雨、降雪、地震等の災害が発生した場合又はその恐れがある場合及び道路における管理瑕疵が発生した場合におけるパトロールで、原則としてパトロールカーの車内からの目視により行うも

のとし、必要に応じ徒歩により確認する。

- 2 災害の場合は、対応マニュアルに沿ったパトロールを行う。
- 3 道路冠水及び凍結等等により、通行支障や事故が発生した箇所（地下道含む）については、位置図、写真を記録しておき、以降スムーズにパトロールできるよう備える。

(実施計画の策定)

第9条 所長は、パトロールの種類ごとにパトロール実施計画を策定し、かつ、月毎に路面の破損、交通に支障をきたす障害物の有無を必須項目とした重点項目を定め、効果的な実施に努める。

- 2 所長は、あらかじめ職員を指名し、前項に定めるパトロール実施計画等に従いパトロールを行わせる。

(パトロールの準備)

第10条 パトロール要員は、パトロールに先立ち車両及びパトロール機器の点検を行う。

- 2 パトロール要員は、パトロールに適する服装等を着用し、パトロールの種類及び道路の状況に応じ、次に掲げる資機材のうち必要と認められるものを携行する。

- (1) 測定器具
- (2) 保安器具
- (3) 応急処理材料
- (4) 工具
- (5) 照明器具
- (6) 道路管理資料
- (7) カメラ及び通信機器

(パトロールの実施)

第11条 パトロール要員は、次に掲げる事項を遵守して行う。

- (1) パトロールは、パトロールカー又はこれに準じる車両を使用し、2人以上のパトロール要員をもって行う。
- (2) パトロール要員は、出発に際し、所長等の上司(以下「所長等」という。)から必要な指示を受ける。
- (3) 常に身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを呈示する。
- (4) 道路及び道路付属物等の損傷、路上障害物件を発見した場合には、交通の危険を防止するため、速やかにその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて所長等にその状況を報告し、指示を受ける。

- (5) 占用工事等に起因して、道路交通及び沿道の土地利用に支障が生じている場合又は、その恐れがある場合は、標識及び保安施設の設置、交通の誘導、障害物の除去等について、原因者に対し指示するとともに、発見した日時、場所及び状況を所長等に報告する。
- (6) 道路の不法占用等その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合は、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、発見した日時、場所及び状況を所長等に報告する。
- (7) 緊急的に対応する必要がある場合は、速やかに関係機関に連絡し、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに所長等にその状況を報告し、指示を受ける。
- (8) パトロールに当って不具合箇所等を発見し、必要と認めるときは、写真撮影をし、
日時・場所及びその状況等を記録する。
- (9) パトロール中は、常時連絡が可能な状態を確保する。

(パトロール記録)

第12条 パトロール要員は、パトロール終了後、遅滞なくその結果を所長等に口頭で報告するとともに「ちばレポ (MCR)」に登録し、応急的な補修及び不具合箇所等の対応方法において、所内で回議し、意思決定を図るとともに情報の共有化を図る。

(業務委託)

第13条 パトロール業務は、その業務の一部を委託することができる。

(疑義)

第14条 この要領に定めない事項については、土木部長が定める。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。